

議案第5号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
略		
(2) <u>平成33年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割</u>	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の4
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の3.2

2～6 略

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの (次号に掲げるものを除く。) をいう。

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
略		
(2) <u>平成29年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割</u>	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の4
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の3.2

2～6 略

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。

(3) 水素自動車 水素を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。

(4) 略

(5) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次

区分	税率
1	1%
2	2%
3	3%
4	4%
5	5%
6	6%
7	7%
8	8%
9	9%
10	10%
11	11%
12	12%
13	13%
14	14%
15	15%
16	16%
17	17%
18	18%
19	19%
20	20%
21	21%
22	22%
23	23%
24	24%
25	25%
26	26%
27	27%
28	28%
29	29%
30	30%
31	31%
32	32%
33	33%
34	34%
35	35%
36	36%
37	37%
38	38%
39	39%
40	40%
41	41%
42	42%
43	43%
44	44%
45	45%
46	46%
47	47%
48	48%
49	49%
50	50%
51	51%
52	52%
53	53%
54	54%
55	55%
56	56%
57	57%
58	58%
59	59%
60	60%
61	61%
62	62%
63	63%
64	64%
65	65%
66	66%
67	67%
68	68%
69	69%
70	70%
71	71%
72	72%
73	73%
74	74%
75	75%
76	76%
77	77%
78	78%
79	79%
80	80%
81	81%
82	82%
83	83%
84	84%
85	85%
86	86%
87	87%
88	88%
89	89%
90	90%
91	91%
92	92%
93	93%
94	94%
95	95%
96	96%
97	97%
98	98%
99	99%
100	100%

の欄に定める額

(3) 略

(4) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車、天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「電気自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次

区分	税率
1	1%
2	2%
3	3%
4	4%
5	5%
6	6%
7	7%
8	8%
9	9%
10	10%
11	11%
12	12%
13	13%
14	14%
15	15%
16	16%
17	17%
18	18%
19	19%
20	20%
21	21%
22	22%
23	23%
24	24%
25	25%
26	26%
27	27%
28	28%
29	29%
30	30%
31	31%
32	32%
33	33%
34	34%
35	35%
36	36%
37	37%
38	38%
39	39%
40	40%
41	41%
42	42%
43	43%
44	44%
45	45%
46	46%
47	47%
48	48%
49	49%
50	50%
51	51%
52	52%
53	53%
54	54%
55	55%
56	56%
57	57%
58	58%
59	59%
60	60%
61	61%
62	62%
63	63%
64	64%
65	65%
66	66%
67	67%
68	68%
69	69%
70	70%
71	71%
72	72%
73	73%
74	74%
75	75%
76	76%
77	77%
78	78%
79	79%
80	80%
81	81%
82	82%
83	83%
84	84%
85	85%
86	86%
87	87%
88	88%
89	89%
90	90%
91	91%
92	92%
93	93%
94	94%
95	95%
96	96%
97	97%
98	98%
99	99%
100	100%

の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4)・(5) 略

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車 (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	略			
	k 電気自動車又は水素自動車	7,500円		2,000円	4,000円
	イ 自家用	略			
	k 電気自動車又は水素自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2) トラック(3輪の小)	ア 営業用	略			
	m 普通自動車	(b)	7,500		

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4)・(5) 略

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車 (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	略			
	k 電気自動車	7,500円		2,000円	4,000円
	イ 自家用	略			
	k 電気自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2) トラック(3輪の小)	ア 営業用	略			
	m 普通自動車	(b)	7,500		

型自動車であるものを除く。)

車に属する被けん引車

最大積載量が8トンを超えるもの

円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額

n 略

イ
自家用

略

m 普通自動車に属する被けん引車

略

(b) 最大積載量が8トンを超えるもの

10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額

型自動車であるものを除く。)

車に属する被けん引車

最大積載量が8トンを超えるもの

円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額

n 電気自動車 10,200円

3,000円 5,500円

o 略

イ
自家用

略

m 普通自動車に属する被けん引車

略

(b) 最大積載量が8トンを超えるもの

10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額

く。)		るもの				
		k 電気自動車又は水素自動車	23,600円		6,000円	12,000円
	略					
略						

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車	通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
-----	------	------	--------	--------

く。)		るもの			
	略				
略					

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車	通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
-----	------	------	--------	--------

営業用	略				
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300 円	6,900 円	1,600 円	3,200 円
	電気自動車又は水素自動車	3,700 円		1,000 円	1,800 円
自家用	略				
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000 円	8,800 円	2,000 円	4,000 円
	電気自動車又は水素自動車	5,200 円		1,300 円	2,600 円

営業用	略				
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300 円	6,900 円	1,600 円	3,200 円
自家用	略				
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000 円	8,800 円	2,000 円	4,000 円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例第138条の規定は、この条例の施行の日以後に納税義務が発生した者に対して課する自動車税について適用し、この条例の施行の前日に納税義務が発生した者に対して課する自動車税については、なお従前の例による。